

2025年9月

お客さま各位

株式会社大垣共立銀行

**「当座預金払戻請求書の制定」および「自己宛小切手の発行終了」ならびに
当座勘定規定の改定のお知らせ**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

これを受けて、当社では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応として、「当座預金払戻請求書」を制定するとともに、「自己宛小切手」の発行を終了させていただきます。

併せて、「当座勘定規定（一般当座用・ポピュラーチェック用）」を改定いたします。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金払戻請求書の制定

実施日	2025年10月1日（水）
実施内容	小切手に代わる当座預金の払い戻し手段として、「当座預金払戻（当座貸越）請求書」を制定いたします。
仕様	「当座預金払戻（当座貸越）請求書」と「お客さま控」を1組とした1冊50枚綴りの当座勘定払戻帳
発行手数料	無 料
使用方法	<ul style="list-style-type: none">・「当座預金払戻（当座貸越）請求書」に必要事項（日付、おなまえ、金額）をご記入のうえ、お届出印を押印ください。・払戻される場合は、「当座預金払戻（当座貸越）請求書」と「<u>当座勘定払戻帳</u>」をご提示ください。・払戻しは口座名義人さまに限ります。・「当座預金払戻（当座貸越）請求書」は第三者への交付、譲渡はできません。・当社所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。

2. 自己宛小切手の発行終了

実施日	2026年3月31日（火）
実施内容	自己宛小切手の発行を終了いたします。

3. 当座勘定規定（一般当座用・ポピュラーチェック用）の改定

（1）改定日

2025年10月1日（水）

（2）改定内容

■当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払） ①～② 略 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （新設）	第7条（手形、小切手の支払 <u>等</u> ） ①～② 略 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当社所定の払戻請求書</u> を使用してください。 ④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定払戻帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当社所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u>
第8条（手形、小切手用紙） ①～④ 略 ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥～⑦ 略	第8条（手形、小切手用紙 <u>等</u> ） ①～④ 略 ⑤ 手形用紙、小切手用紙、 <u>払戻請求書の交付</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥～⑦ 略

改定前	改定後
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③ 略</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または</u><u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③ 略</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②～③ 略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②～③ 略</p>

■当座勘定規定（ポピュラーチェック用）

改定前	改定後
<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p>（新設）</p>	<p>第7条（小切手、手形の支払<u>等</u>）</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または</u><u>当社所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>⑤ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、署名のうえ当座勘定払戻帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当社所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>

改定前	改定後
<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥～⑦ 略</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙等）</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙、<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥～⑦ 略</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③ 略</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③ 略</p>
<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②～③ 略</p>	<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②～③ 略</p>

4. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化は事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減等の様々なメリットがあります。当社では、手形・小切手に代わる決済方法としてインターネットバンキングによるお振込やでんさいサービスを用意しておりますので、お客さまにおかれましても、お早めに電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上